

報道関係者 各位

令和7年10月30日 07-40

【照会先】

総務部労働保険徴収室

室 長 大日方真一（内線 2201）

室長 補佐 斎藤 毅（内線 2202）

適用指導官 高橋 孝拓（内線 2213）

Tel : 026-223-0552

労働保険未手続事業の一掃に向けて

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です。

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険制度に対する正しい理解を深めていただくための広報活動を行います。（別添1）

労働保険（労災保険・雇用保険）は、政府所管の制度で、農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられています。厚生労働省は未手続事業の解消は労働保険制度の健全運営、費用負担の公平化を図るにあたり最重要課題と位置付け、全国において集中的な未手続事業一掃対策を展開します。

長野労働局においても、県内関係機関及び団体と連携した周知広報活動や未手続の事業所への指導など集中的な取り組みを行います。

つきましては、以下の内容をご参考に適用促進の広報・周知にご協力いただきますようお願いいたします。

○労働保険とは

労働保険とは労災保険と雇用保険を総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収については、両保険は「労働保険」として一体のものとして取り扱っています。

労災保険、雇用保険とも労働者の大切なセーフティネットであり、労働保険料は、保険給付等を行うために必要な財源となっています。

事業主は、労働者を一人でも雇っていれば労働保険に加入して、労働保険料を納付する必要があります。

※法人の役員、同居の親族等は、原則として対象となりません。

【労災保険制度】

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で受けた傷病等に対して必要な保険給付等を行い、被災労働者やその家族を保護することを目的とする制度です。

また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

【雇用保険制度】

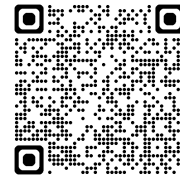
労働者が失業した場合や労働者の雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うための制度です。

また、失業の予防、雇用状態の改善及び雇用機会の増大、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進等を図るための事業を行っています。

労働保険の成立手続きとは？

労働保険の成立手続きは労働基準監督署またはハローワークで行っています。

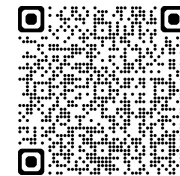
詳細は右記二次元コードリンク先をご覧ください。



労働保険の成立手続きとは？

労働保険の手続きは電子申請と行うことができます

詳細は右記二次元コードリンク先をご覧ください。



!! 手続を怠った場合

成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては最終的な手段として行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。また、政府は事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労災に該当する事故が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することとなります。

労働保険に入っていれば…

POINT 1


 会社も安心。

POINT 2


 働く人も安心。

POINT 3

働く人の

家族も安心。

労働保険

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト

または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

